

平成24年6月20日

平成24年第1回定例会

# 教育警察常任委員会資料

## 所管事項調査

- 平成24年版 成果レポート（案）について 【資料1】 ----- 1頁  
\* 施策名131 犯罪に強いまちづくり
- 犯罪発生状況と少年非行の現状について 【資料2】 ----- 5頁
- 交通事故情勢について 【資料3】 ----- 6頁

平成24年6月

三重県警察本部

## 施策 131

## 犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

## 平成 27 年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

## 平成 23 年度の取組概要

- ・ 地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関、団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供などの支援を推進
- ・ 県民に強い不安を与える凶悪犯罪、侵入犯罪等の早期検挙を図るため、初動捜査活動の強化、現場鑑識活動の徹底、各種捜査支援システムの拡充などを推進
- ・ 暴力団の壊滅に向けた戦略的な取締りや薬物事犯・銃器事犯の取締りを徹底するとともに、暴力団排除条例を活用し、社会全体で暴力団排除に取り組むため、各種広報・啓発活動を実施
- ・ 犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターを始め、関係機関・団体と連携し、きめ細かな支援を推進するとともに、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運の醸成に向けた各種広報・啓発活動を実施
- ・ 地域における「生活安全センター」である交番・駐在所の機能を強化するため、相談室を始め、地域住民がより利用しやすい環境に配慮し、建て替え整備を推進

## 平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ これまで地域の安全を確保するため、犯罪の検挙と抑止に取り組んできた結果、県内の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークに減少傾向にあり、平成 23 年中の刑法犯認知件数も 22,215 件と、前年に比べ 1,210 件減少しましたが、県民に強い不安を与える凶悪犯罪・侵入犯罪、県民の身近で発生する街頭犯罪、暴力団等による組織犯罪等は、依然として後を絶たず、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。
- ・ このような現状において、刑法犯認知件数の減少傾向を定着させ、県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、自主防犯活動に対する支援等地域と一体となった犯罪抑止活動や凶悪犯罪、街頭犯罪等に対する検挙活動を一層推進する必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・これまでの自主防犯活動に対する支援に加え、新たに次代を担う若者の自主防犯活動等への参画を促進するなど、その裾野を拡大し、地域における絆を再構築するとともに、規範意識の向上を図り、犯罪に強いまちづくりを推進します。
- ・犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪の被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性の安全の確保、自主防犯活動団体のさらなる活性化などに取り組みます。
- ・犯罪の徹底検挙と抑止のため、初動捜査活動の強化、科学捜査活動の高度化などを図るほか、各種法令による指導・警告等の活動を推進します。
- ・暴力団等による組織犯罪に対処するため、暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除に取り組むほか、違法行為の取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。
- ・社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、幅広く広報・啓発活動を実施します。
- ・警察活動を支える基盤を強化するため、交番・駐在所等の施設や各種捜査支援システムなどの整備を図ります。
- ・なお、交番・駐在所の再編整備により、施設総数が減少したことから、数値目標「交番・駐在所施設の充実度」の平成 27 年度の目標値を変更しました。

県民指標				
目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
刑法犯認知件数	—	21,900 件 以下	21,000 件 以下	刑法犯(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数
	22,215 件	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
犯罪対策の成果を端的に表す客観的指標である刑法犯認知件数を県民指標として選定しました。			4年後の目標として、刑法犯認知件数が急増した平成 13 年より前の治安水準をめざすこととしており、現状値及び4年後の目標値を踏まえ、認知件数を 21,900 件以下とすることを目標として設定しました。	

## 施策責任者からのコメント—警察本部—警務部首席参事官—大内—敏敬—電話：059-222-0110—

- ・県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、地域と一体となった犯罪抑止活動、各種犯罪に対する検挙活動を推進することはもとより、みえ県民力ビジョンの基本理念である「県民との協創」という点を踏まえ、これまでの自主防犯活動に対する支援に加え、次代を担う若者の自主防犯活動等への参画を促進するなど、その裾野を拡大し、地域における絆を再構築するとともに、規範意識の向上を図ることを新たな視点として、犯罪に強いまちづくりに取り組みます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,013	3,512			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
街頭犯罪等の認知件数	3,641 件	3,200 件 以下	3,200 件 以下	街頭犯罪等(空き巣、忍込み、自動車盗、車上狙い、ひったくり、路上強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数
対応する基本事業		13101	みんなで進める犯罪に強い街づくりの推進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>街頭犯罪等は、県民の皆さんの身近で発生し、安全・安心な生活に大きな影響を及ぼすため、これら犯罪を抑止する必要があることから、その認知件数を県の活動指標として選定しました。</p>		<p>街頭犯罪等の認知件数の現状に鑑み、認知件数を4年間総じて3,200件以下とすることを目標として設定しました。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
凶悪犯の検挙率	71.6%	80.0%	80.0%	凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦)について、1年間に認知した件数に対する検挙した件数の割合
対応する基本事業		13102	犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>凶悪犯罪は、県民に強い不安を与える犯罪であり、徹底検挙を図る必要があることから、その検挙率を県の活動指標として選定しました。</p>		<p>凶悪犯の特性及び検挙率の現状に鑑み、検挙率を4年間総じて80.0%以上とすることを目標として設定しました。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
主な侵入犯罪の検挙人員	194 人	210 人	210 人	主な侵入犯罪(侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入)について、1年間に検挙した人数
対応する基本事業		13102	犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>主な侵入犯罪は、県民の皆さんの身近で発生し日常生活を直接脅かす犯罪であり、徹底検挙を図る必要があることから、その検挙人員を県の活動指標としました。</p>		<p>主な侵入犯罪の検挙人員の現状に鑑み、検挙人員を4年間総じて210人以上とすることを目標として設定しました。</p>		

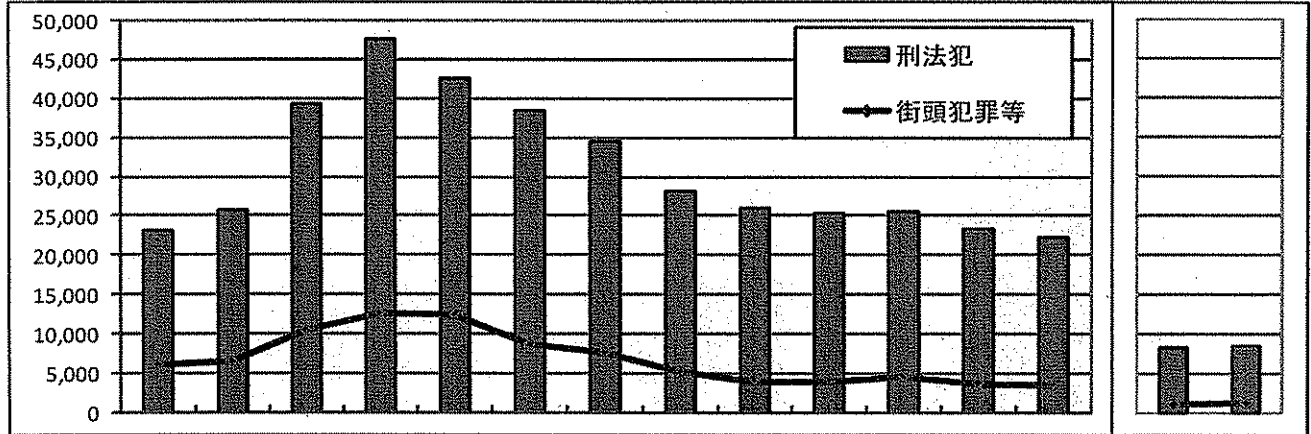
活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
暴力団検挙人員	250人	280人	280人	暴力団構成員等を1年間に検挙した人数
対応する基本事業		13103		組織犯罪対策の推進
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
暴力団は、県民の皆さんの生活に脅威を与える犯罪組織の中心的存在であり、構成員等を検挙し、社会から隔離する必要があることから、その検挙人員を県の活動指標として選定しました。		暴力団構成員等の勢力および検挙人員の現状を勘案した上で、より一層高い目標を掲げることとし、検挙人員を4年間総じて280人以上とすることを目標として設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
犯罪被害者等支援の理解者数	2,603人	3,500人	3,500人	「命の大切さを学ぶ教室」の受講者(中学生・高校生・大学生)に対するアンケート調査において、犯罪被害者等に対する支援の重要性について理解を深めた旨回答した人数
対応する基本事業		13104		犯罪被害者等支援対策の充実
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
「命の大切さを学ぶ教室」は、次代を担う若者を対象に犯罪被害者等支援に対する理解を深めるものであり、社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、その理解者数を拡大していく必要があることから、犯罪被害者等に対する支援の重要性について理解を深めた若者の数を県の活動指標として選定しました。		「命の大切さを学ぶ教室」の開催回数を勘案した上で、受講生全体の75%以上が理解を深めることをめざし、年間の理解者数を4年間総じて3,500人とすることを目標として設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
交番・駐在所施設の充実度	38.8%	40.0%	43.0% (42.8%)	交番・駐在所のうち、相談室および来訪者用トイレが設置された施設の占める割合
対応する基本事業		13105		県民の安全を守る活動基盤の整備
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
交番・駐在所は、警察活動の拠点であるとともに、県民の皆さんの身近な安全・安心の拠り所となる生活安全センターとしての機能が求められることから、県民の皆さんの利便性に配慮した相談室および来訪者用トイレが設置された施設の占める割合を県の活動指標として選定しました。		県民の皆さんの利便性の確保という観点から、より多くの交番・駐在所に相談室及び来訪者用トイレを設置することが望ましいが、施設整備という目標項目の性格上、年間に2か所を整備することを目標として設定しました。		

## 犯罪発生状況と少年非行の現状について

### 1 犯罪発生状況



	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H23.5	H24.5
刑法犯	23,049	25,662	39,246	47,600	42,587	38,455	34,457	28,103	25,964	25,348	25,540	23,425	22,215	8,357	8,640
街頭犯罪等	6,172	6,651	10,623	12,760	12,583	8,768	7,745	5,301	4,171	4,178	4,620	3,824	3,641	1,177	1,420

街頭犯罪等(重点対象9類型)…空き巣、忍込み、自動車盗、ひったくり、車上ねらい、路上強盗、強制わいせつ、強姦、略取誘拐

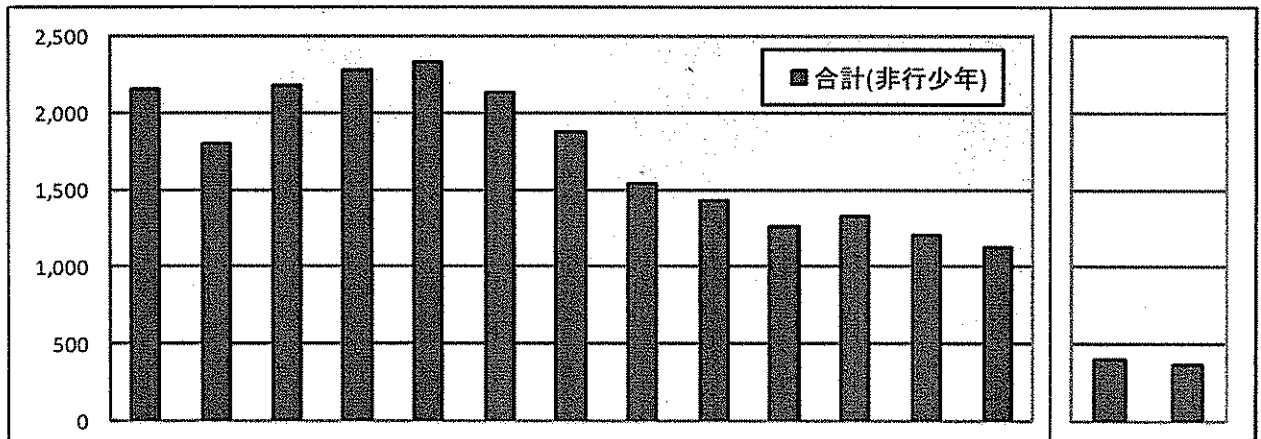
#### (1) 平成23年中の認知件数

- 平成23年中の刑法犯認知件数は22,215件（前年比-1,210件）
- 街頭犯罪等認知件数は3,641件（前年比-183件）

#### (2) 平成24年5月末の認知件数

- 平成24年5月末現在の刑法犯認知件数は8,640件（前年同期比+283件）
- 街頭犯罪等認知件数は1,420件（前年同期比+243件）

### 2 少年非行の現状



	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H23.5	H24.5
刑法犯少年	1,990	1,640	2,040	2,151	2,217	2,031	1,814	1,474	1,344	1,186	1,233	1,112	1,050	388	342
特別法犯少年	160	140	134	103	112	87	57	59	79	74	87	88	73	21	33
ぐ犯少年	9	12	6	27	7	13	4	6	10	5	9	4	2	0	1
合計(非行少年)	2,159	1,792	2,180	2,281	2,336	2,131	1,875	1,539	1,433	1,265	1,329	1,204	1,125	409	376

#### (1) 平成23年中の少年非行

- 平成23年中の非行少年は1,125人（前年比-79人）
- 平成24年5月末現在の非行少年は376人（前年同期比-33人）

#### (2) 非行防止対策～非行少年を生まない社会づくりの推進～

- 少年に手を差し伸べる立ち直り支援
- 少年を見守る社会機運の醸成

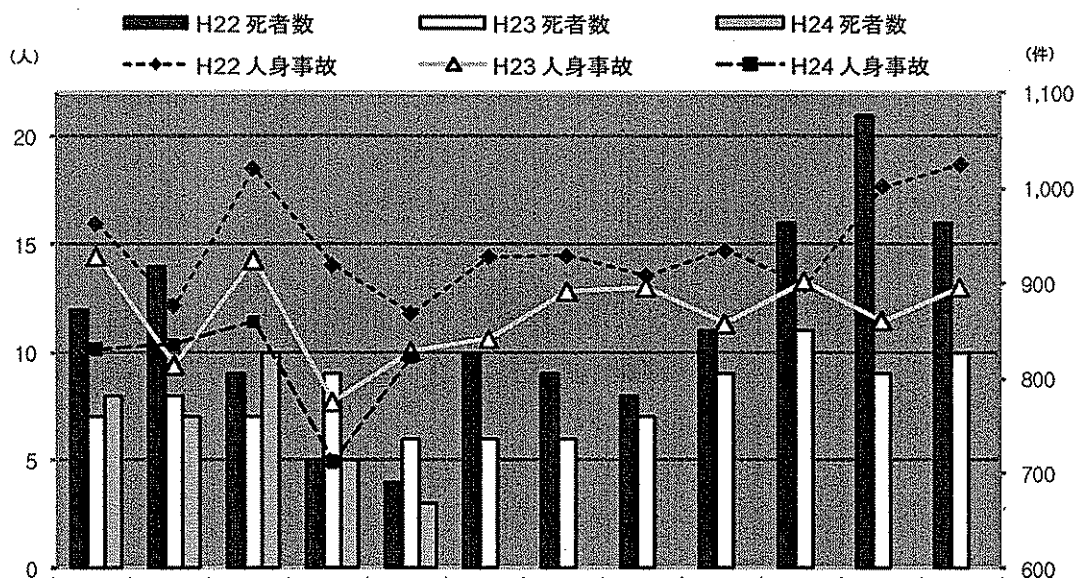
## 交通事故情勢について

## 1 交通事故情勢（平成24年5月末・概数）

## (1) 交通事故発生状況

区分	総事故 件数	人身事故 件数	死亡事故		負傷者数	物損事故 件数
			件数	死者数		
平成24年5月末	25,778	4,061	33	33	5,388	21,717
前年同期比	596	-213	-2	-4	-238	809
増減率(%)	2.4	-5	-5.7	-10.8	-4.2	3.9

## (2) 月別発生件数



区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
H23	人身事故	929	814	925	775	829	842	892	896	858	903	861	896	10,420
	死者数	7	8	7	9	6	6	6	7	9	11	9	10	95
H24	人身事故	831	836	860	712	822								4,061
	死者数	8	7	10	5	3								33

## (3) 交通死亡事故の特徴

## ア 高齢死者が半数以上を占める

平成24年5月末 … 33人中 17人 構成率51.5%（全国5月末 50.9%）

うち歩行者7人（夜間5人）、自転車利用者4人（夜間3人）

## イ シートベルト非着用死者の割合が高い

平成24年5月末 … 11人中 6人 構成率54.5%（全国4月末 44.7%）

## ウ 飲酒運転の事故が根絶に至っていない

平成24年5月末 … 1件 構成率3.3%（全国4月末 5.8%）

## 2 交通死亡事故抑止対策

- 事故発生現場を中心とした指導取締りの推進
- 主要幹線道路を中心に顕示効果の高い指導取締りの強化
- 「飲酒運転」、「最高速度違反」、「シートベルト非着用」を最重点罪種に指定
- 重点4S対策の推進

### ■ 重点4S対策

- 高齢者の交通事故防止対策（Silver：シルバー対策）
  - ・ 「交通安全アドバイザー」による交通安全教育・啓発活動
  - ・ S・Sデー（safety・silver・day）における街頭指導活動の強化（毎月21日）
  - ・ 「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」の実施
- シートベルト着用促進対策（Seatbelt：シートベルト対策）
  - ・ 事故多発路線等における集中的なシートベルト取締りの強化
  - ・ 参加・体験・実戦型の交通安全教育の推進
  - ・ チャイルドシート着用モデル幼稚園の指定
- 飲酒運転根絶対策（Sake：サケ対策）
  - ・ 事故実態を踏まえた飲酒運転取締りを強化
  - ・ 「ハンドルキーパー運動」、自動車運転代行業者の健全育成の推進
- 速度抑制対策（Speed：スピード対策）
  - ・ 実勢速度の高い路線における速度違反取締りの強化
  - ・ 道路管理者と連携した道路交通環境の整備

## 3 通学路の交通安全対策

(1) 次世代支援のための安全な道路交通環境整備事業（平成23年度～4か年計画）  
全小・中学校を対象に通学路を中心とした交通安全施設（標識・標示）を整備

### (2) 通学路点検

#### ア 交通安全総点検

春・秋の全国交通安全運動期間中に、学校関係者、地域自治会、道路管理者とともに通学路等の点検を実施し、必要な交通安全対策を実施

#### イ 教育委員会等との緊急合同点検の実施（7月初旬～8月31日）

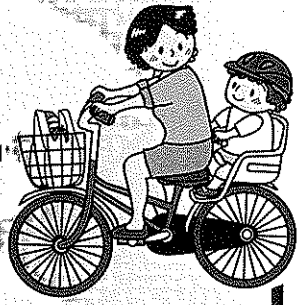
各小学校で抽出した通学路の危険箇所について、市町教育委員会・道路管理者・警察の三者連携により、通学児童の交通安全確保に向けた緊急合同点検を実施し、交通安全施設の整備、交通指導取締りの推進を始め、ボランティアによる保護活動の実施、通学路の再検討等、ハード・ソフト両面の対策を検討し、所要の措置を講ずる。



7月11日(水) - 20日(金)

平成24年

# 夏の交通安全全国大会運動

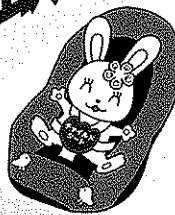
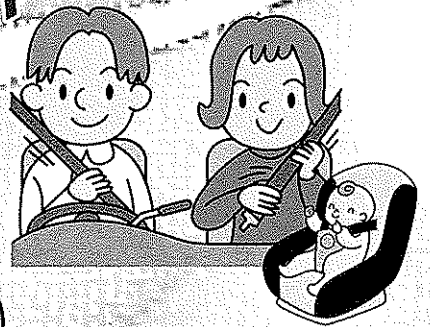


子どもと高齢者の交通事故防止

自転車の安全利用の推進

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転の根絶



チャイルドシート着用  
推進シンボルマーク  
「カチャビヨン」

三重県交通安全スローガン

ゆずりあう <sup>みえ</sup>心が三重る <sup>みえ</sup>道が好き

～安全は <sup>みえ</sup>あなた自身の <sup>みえ</sup>心がけ～

三重県交通対策協議会

# 運動の重点

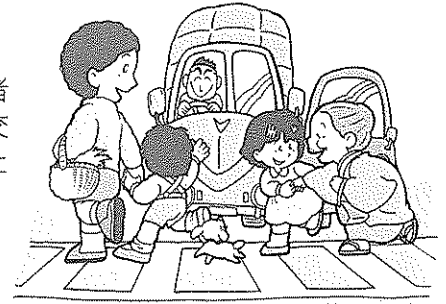
## 1 子どもと高齢者の交通事故防止

夏休み期間中は、屋外で遊ぶ子どもや日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者が増加し、子どもや高齢者の交通事故の増加が懸念されます。子どもと高齢者の交通安全意識を高めるとともに、一般の運転者や交通の場に参加する人に、子どもと高齢者に対する保護意識を浸透させ、交通事故を防止しましょう。

【交通安全の日】毎月11日 県民の交通安全思想の普及徹底を図る日

セーフティー・シルバー・デー(S・Sデー)

【高齢者の交通安全の日】毎月21日 高齢者の交通事故防止を重点的に取り組む日



## 2 自転車の安全利用の推進

自転車は、「車両」であることを認識し、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を心がけて安全に利用しましょう。

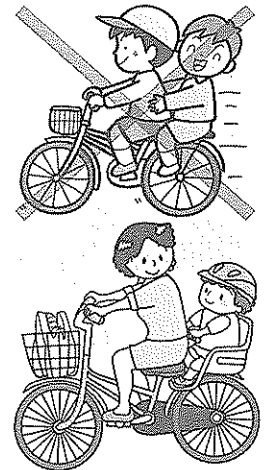
【セーフティー・バイクル・デー(S・Bデー)

自転車安全対策強化日】毎月第一月曜日

自転車の安全利用を推進し、自転車の交通事故防止を重点的に取り組む日

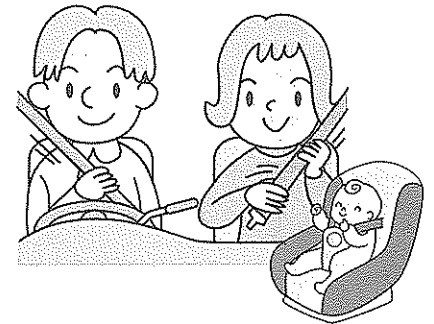
### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間は、ライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



## 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

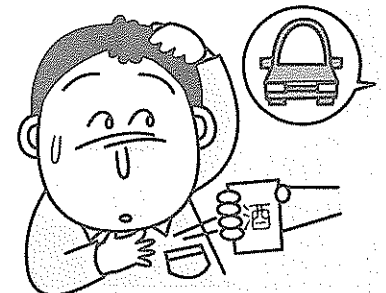
万が一、事故に遭ったときに被害を軽減させるため、車に乗ったときは、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。また、乳幼児を乗せるときは、チャイルドシートを着用させてください。全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用が義務化されています。



## 4 飲酒運転の根絶

飲酒運転をしたドライバーはもちろんのこと、飲酒運転をする恐れのある人にお酒を飲ませた人、車を貸した人、あるいは運転手がお酒を飲んでいることを知りながら運転を依頼・要求して同乗した人も処罰されます。

また、飲酒運転は、交通事故を起こした場合、「ひき逃げ」などの異常心理を招きます。社会全体で飲酒運転を根絶しましょう。



### ハンドルキーパー運動



○やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て、飲まない人を決め、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動

三重県交通安全スローガン

みえ  
ゆずりあう 心が三重る 道が好き  
～安全は あなた自身の 心がけ～